

(社協登録職員)

# 地域生活支援員を募集しています

## 地域生活支援員とは？

「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)※」の利用者が地域で安心して暮らせるよう支援していただく活動です。

ご本人の希望に沿って作成した「支援計画」に基づき、支援します。支援内容は、福祉サービスの利用手続きやそれらに伴うサービス料の支払い、公共料金の支払いなど日常の金銭管理のお手伝いです。専門員(社協職員)とペアで支援を行います。

月に1~2回、1回につき1時間~2時間程度の活動です。

「地域生活支援員」は千代田区社会福祉協議会の登録職員で、地域生活支援員設置要領に基づく報酬をお支払いします。

## 具体的には何をするの？

訪問前

専門員(社協職員)と一緒にその日の支援内容を確認

### 利用者宅到着

支援開始

●お元気確認

お話をしながら、最近のご様子や心身状況にお変わりないか確認します

●郵便物の確認／書類整理

届いた郵便物を一緒に確認し、整理します



●福祉サービス利用のお手伝い

デイサービスやヘルパーなどの福祉サービス利用に関する相談や申請等手続きの援助をします



●日常的な金銭管理サービス

福祉サービスの利用料や公共料金の支払い、預金の払い戻し等の同行などを行います。また、日常生活費の相談にのります

支援終了

利用者宅を出発

訪問後

専門員へ活動の報告をして、報告書を提出

※日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)とは

高齢、知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安がある方が地域で自立した生活が送れるように、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用の手続きや生活費の払い戻し、書類の整理などを行う事業

まずはお気軽にご連絡ください

## 千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話 03-6265-6521 FAX 03-3265-1902 e-mail kouken@chiyoda-cosw.or.jp

開館日時 月~金曜日(年末年始・祝日除く) 午前8:30~午後5:15